

平成 28 年 6 月 定例会 総務文教常任委員会記録

平成28年 6 月 17 日 (金)

平成28年 6 月 20 日 (月)

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

平成28年 6 月17日（金） 5 頁

平成28年 6 月20日（月） 53頁

平成 28 年 6 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 17 日 (金)	<p>開会 審査日程の決定 議案審査、報告（総務部） 議案乙第16号 報 告第13号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（企画政策部） 議案乙第16号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査（教育委員会事務局） 議案乙第16号 議案甲第18号、議案甲第19号 〔説明、質疑〕</p>
第 2 日	6 月 20 日 (月)	<p>自由討議 議案審査 議案乙第16号 議案甲第18号、議案甲第19号 〔総括、採決〕</p> <p>決 議 市庁舎に関する意見書（案） 〔採決〕</p> <p>閉会</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成28年6月16日付託]

- | | | |
|---------|------------------------|------|
| 議案乙第16号 | 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号） | [可決] |
| 議案甲第18号 | 工事請負契約の締結について | [可決] |
| 議案甲第19号 | 工事請負契約の締結について | [可決] |

[平成28年6月20日 委員会議決]

2 議員提出議案

- | | |
|---------------|------|
| 市庁舎に関する意見書（案） | [可決] |
|---------------|------|

平成28年 6 月 17 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部	部長	野田	寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長		石丸	健一
総務課長補佐兼秘書係長		鹿毛	晃之
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
総務課職員係長		山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係長		秋山	政樹
契約管財課	長	三橋	和之
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
監査委員事務局	長	岡本	昭徳
議会事務局	長	緒方	心一
企画政策部	部長	園木	一博
企画政策部次長兼総合政策課長		松雪	努
総合政策課政策推進係長		田中	秀信
まちづくり推進課	長	藤川	博一
情報政策課	長	古澤	哲也
情報政策課情報政策係長		楠	和久

情報政策課広報統計係長	熊田吉孝
教 育 長	天野昌明
教育次長兼教育総務課長	江寄充伸
教育総務課総務係長	原祥雄
学校教育課長	柴田昌範
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木村嘉身
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	中島達也
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊増秀文
学校教育課学校教育係長	有馬秀雄
生涯学習課長兼図書館長	佐藤敦美
生涯学習課参事	山津和也
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長	高松隆次
生涯学習課文化財係長	久山高史
生涯学習課図書係長	栗山英規

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査、報告（総務部）

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第13号 専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第18号 工事請負契約の締結について

議案甲第19号 工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

説明は、お手元に配付いたしております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料1ページをお願いいたします。

平成28年度6月補正予算概要として、歳入についてまず説明をいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目7. 消防費県補助金、節1. 消防費県補助金20万円は、県から消防団員確保対策事業補助金の内示がございましたので、消防団員のヘッドライト購入費に財源充当することといたしております。

姉川勝之財政課長

続きまして、1ページ目、2段目になりますが、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金につきましては、6月補正の財源調整のため649万円の繰り戻しを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の1ページ目のほうを御参照いただければと思います。

以上です。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その下でございます。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のコミュニティ助成金350万円のうちの100万円が、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業助成金の決定通知がございましたので、消防団員の雨具、背負い式消火水囊購入費に財源充当することといたしております。

姉川勝之財政課長

説明資料1ページ目、下段のほうになりますが、款の22市債、項の1の市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料の2ページ目、3ページ目と合わせてごらんください。

まず、目5. 教育債、節2. 中学校債のマイナス5,320万円につきましては、田代中学校大規模改造事業に係る国の交付金の採択内示に伴う財源調整でございます。

次に、目7. 災害復旧債、節1. 教育施設災害復旧債1,080万円につきましては、熊本地震による学校給食センターの復旧に係るものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、歳出を御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費につきましては、585万7,000円の補正をお願いしております。

節9. 旅費の269万7,000円につきましては、被災地支援のための職員派遣の旅費でございます。

現在は、県が県内の市町を取りまとめ被災地支援の職員派遣を行っているところですが、今後も短期の派遣が継続される見込みがございますので、全体で43人分の旅費を計上しているところでございます。

節11. 需用費の燃料費は、被災地への職員派遣に伴います公用車の燃料費でございます。

次に、節19. 負担金、補助及び交付金216万円の熊本地震避難生活助成金でございますが、これは、被災地から一時的に鳥栖市へ避難し、公営住宅等に入居されている方に対し生活上必要となる光熱水費などの経費の一部を助成するものでございます。1世帯ひと月1万円を上限に、最大6カ月間の支援を想定いたしております。

なお、これまでの鳥栖市の支援状況につきましては、参考資料の追加という形でお手元のほうにお配りをさせていただいておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、款9. 消防費、項1. 消防費、目3. 消防施設費は183万8,000円の補正をお願いいたしております。

節11. 需用費の消耗品費は、消防団員確保対策事業補助金を活用いたしました消防団員のヘッドライト購入、被服費につきましては、コミュニティ助成事業助成金を活用いたしました消防団員の雨具購入費でございます。

節18. 備品購入費は、コミュニティ助成事業助成金を活用した消防団員の背負い式消火水囊の購入費でございます。

以上で、今回補正予算の総務部関係の説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

歳入のほうで、消防費県補助金の消防団員確保対策事業補助金で20万円ですね。それで、その事業がヘッドライトということでお聞きしましたが、これ団員確保対策というのにヘッドライトって、何か備品購入みたいなんですけど、これは確保対策事業になるんですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

団員確保をするために、装備が十分でない部分もあるということで、そういう、十分に確保することで団員の確保につながるという趣旨でそういう装備の充実についても補助対象と

して認められているところでございます。

松隈清之委員

消防団員っていうか、各消防団の定員とかあるんですか。

例えば、もう何名を超えたらこれ以上集めませんとかいうのってあるんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これは、鳥栖市の条例で定数を定めておりまして、現在は332名の条例定数になっておりまして、326名の団員がいらっしゃいます。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは、そういう備品とか、そういうのが団員確保とかっていうのがなくて、まあ、入られましたと、備品がありませんってなったら、そういう装備のお金っていうのは通常どっから出るんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

通常は、補助がない形でも単費で予算を計上いたします。

松隈清之委員

ということは、装備品は、補助があろうとなかろうと入ってこれれば多分出されるのではないかなと思うんですね。だから、入る前から装備品を準備する必要もないような気がするわけですよ。

むしろ、そういう、団員確保が難しいとすれば、何か、どういう手法かどうかわからんですけど、団員を確保するための事業に使われるほうが趣旨としてはあっているような気がするんですね。

これは、単に単費で出すのがちょっと減ったようなだけのことで、結果としてこの団員を確保することにはあんまり使われてないんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

鳥栖市については、他市町に比べ、団員がかなり確保されているほうかとは思っております。

ただ、消防団のほうで勧誘活動は、毎年退団者もかなりいらっしゃいますし、入団をしていただく際に、装備が十分でないとなかなか勧誘ができないというところもあるかと思えます。それで、今回、市のほうとしては、こういう事業がありますので、これを活用して充実を図りたいということでございますので、団員確保の分も一面であるということで今回の補助事業を活用させていただいたということでございます。

松隈清之委員

繰り返しになりますけれども、例えば、ヘッドライトは標準装備ではないと。だから、入られたとしても、別にそのヘッドライトを買わないようなものだ。でも、あったほうが非常によくて、そういうのはこういう補助があるときに準備しようという装備なのか。いや、それは標準装備なので、入られたら、補助がなければ単費で出しますよと、入られたら準備しますというものだったら、別に、初めに準備したから入ってもらおうとかっていうことでは関係なくて、入ったら準備できると、どっちなんですかね。

例えば、これがなかったら、入られましたと、ヘッドライトは買えないとかっていう物、装備ですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これは、新しく入られる方に対しての装具ではございませんで、実際は、各支部に5個という形で配備を現在予定しております。

ですから、新しく入る、入らないは別にして、新しく入る方も含めて活用していただくということで準備をさせていただくものでございます。

松隈清之委員

それは、だから入っても、入らなくても5個ずつは準備しようと思ってるものならば、要は、団員確保対策になっているのかなっていう、ちょっとイメージなんですよ。

もともと、各支部に5個ずつ出しますよと。それは、新しく入ってもらうためにやるのか、活動のために準備するのか、あんまりこう、今聞いている限りでは団員確保にそもそも困ってないと、今のところ。ただ、そういう事業があるんで、使うとしたらこういうところかなあということで使っていますと言われたら、まあ納得できるんですけど、どうでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

団員確保に困ってないということではないです。

ただ、数字的にはかなり入っていただいてまいすけど、先ほど申し上げたように、毎年退団する方もかなりの数いらっしゃいますので、その方の補充ということで各分団、頑張ってお集めをしていただいております。

その中で、装備品については、最新のと言いますか、新しい物、充実した物を確保することによって、勧誘もしやすくなるという面がありますので、そういう面でこの事業を活用させていただいております。

この部分については、先ほど申し上げた充実、充実という面で補助事業を活用させていただいております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

小石弘和議員

先ほどからの、備品購入費のですね、これ明細を出していただきたいと思います。

それから、この備品ですね。各消防団に対しての備品の管理、どんな状況になっているのかというようなことを、まずちょっと、御説明をいただきたいと思います。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

備品については、基本的に各分団のほうに配置をいたしておりますので、各分団でそれぞれ管理をしていただいております。

以上でございます。

小石弘和議員

今、ちょっと関連ですけど、その備品の管理ちやつくってあるわけですか、各分団で。台帳なり、いつ購入されて。

もし、その台帳があるなら閲覧させていただきたいと思うんですけど。（「ここで」と呼ぶ者あり）

それは、終わってからでも結構でございます。

それから、消防団員に入る条件。どういうふうな方はだめだとか、そういうふうな条件的なものはあるわけですか。年齢が幾つぐらいまでで、どうだと。

古賀庸介庶務防災係長

小石議員の御質問にお答えいたします。

通常、45歳程度を想定いたしております。

実際には、幹部のほうとか、45歳以上の方も実際にいらっしゃるし、団員の方もいらっしゃいますが、原則として45歳ですね、45歳というのを原則としております。（「新規、新規は」と呼ぶ者あり）

新規の人は特に、年齢制限とかそういった何かの基準というのとはございません。

以上です。

年齢とか基準については特にございません。

小石弘和議員

私が、要するにお聞きしたいのは、どういう人はだめとか、新入団、公人もいいものか。特別職もそういうふうな、入団に対して基準は決まっているんですかと。

そういうふうな、何かの、要するに決まりがあるかなというふうなことをお聞きしているわけです。

野田 寿総務部長

消防団員の入団基準ってというのは、特に定められておりませんが、大体45歳以下の方について、若い方が当然健康的に、心身ともにいいっていうか、そういった病気の方やなしに、心身ともにすぐれた方っていうか、そういう方を分団のほうで探していただいて、そういう方について任命していただくというようなことでお願いしております。

ですから年齢、先ほど45歳っていうことありましたけれども、45歳以下の方、できるだけ現場で動ける方ということになりますので、45歳以下の方を目安に、新入団員の方についてお願いしている状況です。

以上でございます。

小石弘和議員

じゃあ、もう職業は関係ないということですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そうでございます。

古賀和仁委員長

先ほど、資料の提出っていうことで、いつぐらいに出ますかね、それ。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

備品の管理台帳は、各分団で管理しておりますので、それを取り寄せる時間がかかりますので、お時間をちょっといただきたいというふうに思います。

それと、明細のほうは、すぐ準備を、きょう中に出します。

古賀和仁委員長

委員会中じゃなくてもいいですか。

じゃあ、資料の提出のほう、よろしく願いしときます。

ほかに。

尼寺省悟委員

熊本地震避難生活助成金216万円ですね。これについては、マックスで6カ月間ということですが、これ人員は何名なんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、市が指定しております施設につきましては、全部で36戸ございますので、その36戸で試算をいたしております。

尼寺省悟委員

恐らくこれ、熊本県のほうから佐賀県のほうに、これだけの人が避難を求めているのでして欲しいという話があって、県のほうが取りまとめて、じゃあ鳥栖市はこれぐらい、あれぐ

らいという形になったわけですか。

その辺の経緯は。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

受け入れ可能住宅として鳥栖市で準備いたしておりますのが、先ほど申し上げた36戸でございます。

準備している戸数ですね。が、36戸ございまして、こちらの避難生活助成金として、ひと月1万円、最大6カ月ということを想定いたしております。

野田 寿総務部長

先ほどの、どういった経過で受託ということですが、鳥栖市のほうで地震が起きた際に、東日本大震災のときの経験もございまして、住宅の用意をする必要があるんじゃないかということだけでなく、まずうちのほうも検討させていただいて、公営住宅がどの程度用意できるかという算段したのが8戸です、市営住宅の。

それに対して、県のほうからも照会がございました。それに合わせた時期にですね。鳥栖市のほうで何戸用意できるだろうかというふうな御照会もあって、県のほうは8戸だと、鳥栖市のほうも8戸だと。

それで、つばさ鳥栖のほうは、また別途民間住宅のオーナーさんのほうから申し出がありましたので——それはまた別な形で——私たちのほうに申し出がございましたので、20戸用意できたということの経過です。

県が向こうの需要を聞いて鳥栖市のほうでこれだけ用意してくれとかいうことではございません。鳥栖市のほうで、これだけ用意できたというふうな経過でございます。

尼寺省悟委員

それで、これ歳入のほうを見てみると、特に何も書いてないので、恐らく鳥栖市だけじゃなくて、よその自治体もこういったことやっているんですが、これに対して、国とか県とかからの補助ちゅうんか支出とか、そういったものはなくて、あくまで鳥栖市で、というふうになるわけですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、聞いております範囲では、特別交付税で措置を予定しておるということを聞いております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

下田 寛委員

今のところ関連して、1つお伺いしたいんですけど、以前聞いたところでは、現在6世帯の人が避難してあると聞いたんですけども、今、現状どうなのかと、今後の見込み等が何かわかればお伺いしたいです。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在の世帯は6世帯、15の方が鳥栖市に避難されております。

今後につきましては、今の段階でわかりませんが、現状としては、問い合わせについては今あっていないという状況でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



報告第13号 専決処分事項の報告について

古賀和仁委員長

次に、報告第13号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、報告第13号について御説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお願い申し上げます。

事故に基づく損害賠償の額について、専決処分したことににつきまして御報告するものでございます。

この案件は、平成28年4月16日、鳥栖・三養基地区消防事務組合、鳥栖消防署の敷地内にごさいます市が管理しております中央水防倉庫におきまして、置いておりました立看板が風で倒れ、近くに駐車してありました自家用車の車両後部を損傷したものでございます。

損害賠償の額は13万8,280円でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行の報告が終わりました。これより質疑を行います。

総務費国庫補助金、それと、国の基幹統計であります経済センサス活動調査に伴います委託金の内示に伴います総務費県委託金でございます。

また、歳出につきましては、情報管理費で社会保障・税番号制度に伴い、平成29年7月から運用が開始されます情報連携に対応するためのシステム改修費用をお願いいたしております。

また、基幹統計費において、報酬以下の補正につきましては、歳入でも申し上げましたけれども、本年度実施されます経済センサス活動調査の県委託金内示に伴う調査業務に要する経費の補正をお願いしているところでございます。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

古澤哲也情報政策課長

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画政策部関係について御説明を申し上げます。

なお、説明は、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料により説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

委員会資料、1ページ目をお願いいたします。

まず、歳入について御説明をいたします。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示に伴い、計上をするものでございます。

その下でございます。

款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節5. 統計調査費委託金につきましては、国の基幹統計調査であります経済センサス活動調査委託金の内示に伴う補正でございます。

委員会資料の2ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目4. 情報管理費、節13. 委託料につきましては、社会保障・税番号制度に伴い、平成29年7月から予定されております情報連携に対応するために、情報提供や情報照会等のテスト等を行うための委託料でございます。

その下でございます。

項5. 統計調査費、目2. 基幹統計費でございますけれども、経済センサス活動調査に伴う補正でございます。

節1. 報酬につきましては、指導員3人、調査員29人に対する報酬の補正でございます。

節3. 職員手当等につきましては、担当職員2人分の時間外手当の補正でございます。

節7. 賃金につきましては、臨時職員1人分の賃金の補正でございます。

節11. 需用費、節12. 役務費につきましては、経済センサス活動調査に伴います印刷費、また書類等の郵送代の補正でございます。

以上で、6月補正予算の企画政策部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

まず、社会保障・税番号制度に伴う基幹系システムの改修ってというのが、平成29年度7月に、情報連携に合わせてということですが、具体的な内容ってわかりますか。

今は、もうスタートしていますよね、制度としては。

新たに、平成29年7月から、また別のサービスが始まることに対するその何か、システムの改修費用、テスト費用ってということですか。

古澤哲也情報政策課長

ただいまの御質問ですけれども、新たに始まるというふうな情報連携のものではございませんで、税番号システム自体は平成28度1月から法制度がスタートいたしまして、平成29年からは、情報連携の部分、機械的にやっている情報連携の部分が始まるというようなことで、それに向けての情報連携テストというふうな予算でございます。

園木一博企画政策部長

来年7月からスタートする具体的なサービスとしては、自治体間のマイナンバーを通じた情報連携。例えば、ほかの自治体の所得情報を提供してほしいと、法制度、並びに条例改正等で情報連携ということをやっておりますけれども、これを国の中間サーバーを介して、マイナンバーを通じて自治体間の情報のやりとりをやるというのが来年7月からスタートします。

そのための相互運用テスト、特に国の中間サーバーを経由して、情報の連携が本当に正しくやりとりができるのか、こういったものを今年度実施をして、来年7月運用開始に向けての準備を進めるという流れになっております。

松隈清之委員

わかりました。

次、統計調査費ですけど、これ、当初予定されて……、当初の予算なんですけど。補正の額は、結構当初のに比べるとでかいですよ。当初予算に比べると。

これ、そもそもどういう試算でこの金額になって、初めに予定していた調査よりも調査内容が変わったりとかして、この補正内容になっているのか。

例えば、職員手当にしても、2人分とかって言われて、もともとこの5万円の2人分だったのか、あるいは賃金にしても1人分ふえていますけど、最初10万円なんですよね。

だけ、10万円が30万円ぐらいなるのに1人しかふえてないって、1人ってどういうことなのかなっていう、このふえ方の根拠ってどうなっているんですか。

熊田吉孝情報政策課広報統計係長

今、松隈議員のほうから御指摘をいただいた分ですけれども、もともと平成28年度の当初予算を策定する際には、基本となる金額がまだ定まっていなかったものですから、前回の経済センサス活動調査の前例をもとに、平成23年に行われた活動調査の金額をもとに、今回、当初予算を要求させていただいて、運用をさせていただいていたんですが、今年の4月になって、今年度、平成28年経済センサス活動調査の内示が届きまして、その際に、今回補正予算をお願いしている59万3,000円分の増額の、増額というか、内示が届きましたので、この金額分の使い道について、当然、必要とされる経費がございますので、その分に振り分けまして今回予算措置をさせていただいているところです。

5年前の状況と今回の状況の違いってということになりますけれども、今回インターネット回答等が新たに導入されまして、調査の内容も変わってきております。それで、事業所の数自体は、前回とそれほど大きな差はありませんけれども、国の内示に従って、その金額分の支出をお願いしている、歳入支出をお願いしているというところです。

よろしく申し上げます。

松隈清之委員

いや、インターネット調査わかるんですよ。知っているんですよ、うちも来たから。

ただ、逆にインターネットで回答される場所はもう行かなくていいんですよ。行かなくていいっていうか、インターネットで回答されるって言われれば、実際回答されたかどうかは別として。逆に、手間減ることあっても、そんなふえることないですよ、インターネット回答を使われれば。

いや、聞いているのは、当初予定されている金額ってというのが、そもそもこれで、前年と環境的には、先ほど事業所数も変わっていないということで、前の調査を参考にしてということですけど、前の調査はこれぐらいでできとったけれども、委託金が59万3,000円来たんで

先ほど、前回の決算でということですけど、決算となると突っ込んだ分がわかっているじゃないですか。突っ込んだ分がわかっているんですよ。実際、実費でかかった分が前回わかっていると思うんですよ。

だから、前回実費でかかっているのがこの金額、当初の金額。それで、国から来たら、その分振りかえりゃいいわけじゃないですか、国の補助金と。市費が減る、単費が減るだけだから。

だから、もともとの金額が前回の決算並みの金額であつたら、要は、報酬の単価とか、そこが変われば大きく変わるけど、それにしてもえらいな違いなので、何かその理由があるのかなってということなんですよ。

いや、前回市費突っ込んだとしても、いやこっだけかかるから当初でこっだけ要求しとこうと、実際かかる額をね。で、補助金 cameたら振りかえりゃいいだけなんで、そういう予算を組んでいたのか、どうなのかということです。

園木一博企画政策部長

当初予算計上者が、前回、要は経済センサス統計調査における補助金等の実績報告に基づいて予算計上させていただいていた現状があるみたいです。それで、結果的に、時間外手当への分の費用については、一部市費を、市の単独経費をほかの事務作業、当然その経済センサス調査のみでは、統計業務の中ありませんので、そういう振り分けの中で実績報告としては、前回、今回補正前の時間外としては5万円という決算額で計上していたと。

今回、改めて、国のほうの算定基準に基づく内示によって、当然、時間外手当というのを経費として一定額計上されておりますので、必要な事務作業量を想定すると、今回職員手当額に充当させていただきたいということで、今回補正をお願いさせていただいたという状況であります。

松隈清之委員

いや、だから、この5万円が前回、要は市費を突っ込んで、結果として5万円ではなかったということなんですか。

園木一博企画政策部長

結果的には、前回の経済センサス活動調査に要した職員の時間外手当が、実績としては5万円では足りてなかったと。

ただ、当然、国からいただきます補助金の実績報告として計上された分が5万円相当額ということで結果報告をいたした部分をもとに当初予算を算定させていただいたものですから、前回同様の額が内示を受けたとした場合には、こういった予算構成になるのかなというところで、当初は計上させていただいた結果、内示額としては今回補正をお願いします額の59万

3,000円が、当初予定をしていた額より内示額が大きかったということで、前回不足していた職員手当に主に充当させていただいたという状況になっているということでございます。

お答えとさせていただきます。

松隈清之委員

まあ、どうなのでしょうね。

前回5万円で、ここに載ってない部分で仕事を、そのの仕事をしていたと。それ、できていたと思うのか、無理してしていたのかどうかわからんけど、それを金に勘定したらそんだけ内示が来たけん、そんだけ載せようかっていうことなんですよ。

わかりました。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

私も、せつかくおいでになっておるので、先ほど部長が、基幹系情報システム改修等委託料について、国のサーバーを介して来年7月から総合運用テストを行うというふうに言われたんですが、この、国のサーバーですね。今まで、これがずっとトラブルを起こして、新聞等に出て、マイナンバーカードを申請してもなかなか来ないというふうなことを聞いたんやけど、これはよくなったの。

そもそも、その総合運用テストできるんかと、そういう質問です。

楠 和久情報政策課情報政策係長

先ほどから説明しています中間サーバーについては、以前トラブルが発生していますカードを発行するサーバーとはまた別のものになります。

中間サーバーに関しましては、今回、平成28年度に初めて自治体間のデータ連携等を行いますので、テストが発生するのは平成28年度からということになっております。

以上です。

尼寺省悟委員

それはいいんですけどね、要するに、その中間サーバーっていうのはトラブルがずっと続いているけれども、それが直ったんかと。問題ないのかと、そういう質問です。

楠 和久情報政策課情報政策係長

カード発行サーバーについては、障害が出ていた分については、地方公共団体情報システム機構のほうからそのときの、どういった障害内容があったのかっていうのが報告をされています。

教育委員会

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

古賀和仁委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第16号、議案甲第18号及び議案甲第19号の3議案であります。

それでは、議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

江寄充伸教育次長兼総務課長

それでは、議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付をさせていただいております総務文教常任委員会資料にて御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目5. 教育費国庫補助金、節3. 中学校費国庫補助金につきましては、田代中学校普通教室棟大規模改造事業の学校施設環境改善交付金の交付決定に伴うものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目6. 教育費県補助金、節3. 中学校費県補助金については、今年度から中学校3年生を対象に実施いたします放課後等補充学習事業費補助金となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いてその下、節4. 社会教育費県補助金、放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金につきましては、今年度から新たに創設されました補助金で、夏季休暇中だけ臨時に開設する放課後児童健全育成事業に対して、県から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、項3．委託金、目4．教育費県委託金、節1．教育総務費委託金につきましては、県からの委託事業といたしまして、田代中学校区4校に研究指定を受けました児童生徒の活用力向上研究指定事業委託金となっております。

以上です。

江寄充伸教育次長兼総務課長

続きまして、款22．市債、項1．市債、目5．教育債、節2．中学校債の減額につきましては、田代中学校普通教室棟大規模改造事業の学校施設環境改善交付金の、先ほど御説明いたしました交付決定に伴います財源の組みかえによるものでございます。

次に、目7．災害復旧債、節1．教育施設災害復旧債につきましては、4月の熊本地震により、被害が生じた学校給食センターの復旧工事に伴うものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、2ページ歳出について御説明いたします。

款10．教育費、項1．教育総務費、目3．学校教育事務局費の節5．災害補償費につきましては、公務災害補償となっております。

これは、3月18日に麓小学校の特別支援学級生活補助員が昼休み時間に、竹馬乗りの練習をしていた子供に、手本を示そうと竹馬に乗った際に、バランスを崩して後方に転倒し、頸椎捻挫、腰椎捻挫に至り、公務災害に認定され補償費が発生したものでございます。

節8．報償費は、県からの委託事業である田代中学校区4校の活用力向上研究指定事業に係る講師謝金となっております。

節9の旅費は、同じく県からの委託事業である田代中校区4校の活用力向上研究指定事業に係る先進校視察研修のための旅費となっております。

節11の需用費につきましては、県からの委託料であります田代中学校区4校の活用力向上研究指定事業に係る教材費、消耗品費と報告書の印刷製本費となっております。

以上です。

江寄充伸教育次長兼総務課長

続きまして、項2．小学校費、目1．学校施設管理費でございます。

節15．工事請負費の営繕工事費につきましては、鳥栖北小学校保健室のエアコンの老朽化に伴う取りかえ工事に要する経費をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして3ページ。

項3. 中学校費、目2. 学校事務管理費、節8. 報償費につきましては、今年度の8月から新規で実施いたします、放課後等補充学習支援事業に係る講師謝金となっております。

詳しくは、4ページの主要事項説明書のほうをごらんください。

指導者につきましては、教員免許保持者で、現在、中学校で勤務をしておられる中学校の数学、英語の非常勤講師、あるいは退職教員等の活用を考えておりまして、1時間当たり2,770円を支払うこととしております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のほうで御説明いたしましたように、県のほうで今年度新たに創設されました放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金を活用いたしまして、夏季休暇中における、なかよし会への受け入れ児童の拡大を図るために要する事業費に対し、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会に補助金を交付するというものでございます。

事業内容につきましては、資料の5ページ、主要事項説明書をごらんいただきたいと思います。

今回、臨時に開設する予定は、市内で1カ所を予定いたしております。対象児童といたしましては、市内全域の児童で、現在、なかよし会に利用希望申請を出されている児童で、待機という形になっている児童を対象としております。

また、開設期間は、平成28年7月21日から8月24日までの夏季休暇期間中の土曜日曜、また祝日、並びにお盆休みを除く23日間を予定しております。開設の時間は8時から18時まで、受け入れ児童数としては30人を予定しているところでございます。

この放課後児童クラブ運営事業につきましては、国や県からの補助事業として現在実施しておりますけれども、夏休みだけを開設する場合は、なかなかこの補助要件を満たさないために補助金対象事業となりませんでした。しかしながら、今年度新たに夏休み期間だけに臨時開設する事業への補助金が県のほうで創設されたために、この補助金を活用して夏休み期間中の待機児童の解消を図りたいと考えているところでございます。

続きまして、目2. 文化財保護費につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定に伴う、鳥栖駅舎の取り扱いについて、文化財保護審議会においての鳥栖駅舎の文化財としての価値を検証するために要する経費を今回お願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、文化財保護審議会委員報酬、また出席費用弁償と文化財としての価値を検証するための鳥栖駅舎建築物調査委託料となっております。

次に、目3. 図書館費、節11. 需用費につきましては、3月の定期点検において消火ポンプの性能不良等が判明いたしましたので、ポンプの取りかえ等に必要な消防設備の修繕に要する経費を今回お願いしております。

以上でございます。

江寄充伸教育次長兼総務課長

続きまして、款11. 災害復旧費、項3. 教育施設災害復旧費、目1. 単独災害復旧費についてでございます。

節15. 工事請負費につきましては、4月の熊本地震により被害が生じた学校給食センターの復旧工事に要する経費をお願いするものでございます。

以上で、議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）の教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

まず1点、学校施設管理費の営繕工事費120万円、これ北小学校の保健室の空調設備取りかえと。これ、保健室は何平米あるのか。

それから、この主要事項説明書の学校放課後補充学習支援事業の対象が市内中学校の中学生3年生のうち希望者と、どういうふうなことで希望者だけにしたのか。

それから、放課後児童の補助金の中で、市内1カ所、これ場所はもう決まっているのか。それから、受け入れ児童が30名と、定員30人以上になったらどういうふうな対応をされるのかというようなことだけをお聞きしたいと思います。

以上です。

江寄充伸教育次長兼総務課長

1点目の保健室の面積でございますが、申しわけございません、手元に資料ございませんので後ほど報告させていただきます。

古賀和仁委員長

委員会中にいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

柴田昌範学校教育課長

2点目に御質問ございました、放課後補充学習の件でございますけれども、なぜ希望者としているかっていうところでございますが、子供たちさまざまな、一応、中3を対象にしていますので、今回部活動についてはもう終わっている時期ということで、中3の子供たち希望すれば対象となり得ると思います。

ただ、いろいろさまざま、個人的に塾に行っていたり、社会体育を続けていたりする子どもがありますので、その辺の活動を制限するのはいかがなものかっていうところがあって、希望者としているということと、対象を基礎的、基本的な内容ということで、中1からの学び直しから始めて卒業までに、高校入試、目標もしっかり持っていますので、基礎、基本をしっかりやり直すという気持ちを持った子供たちを対象に実施したいと思っています。

ですから、例えば、70人、80人と定員をオーバーする場合は、対象生徒につきましては、基本的なところで、受けたほうがいい子供というところで、学校のほうで選抜をしていただくというふうな形になるかもしれません。

一方で、希望者がすごく少ないといったことも——今年度初めてですのでどうなるかわかりませんが——あまりにも少ない場合には、学校の先生から、君、受けたほうがいいんじゃないかと、そういった声掛けもして、できるだけこの定員の25名の鳥栖中、西中、田代中については2クラス、基里中については25人というところについては確保をしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、放課後児童クラブの夏季臨時開設事業の、今回、市内1カ所の場所につきましては、勤労青少年ホームで開設をしたいと考えているところでございます。

また、30名の考え方でございますが、場所の面積等もございますが、まず、今年度初めにスタートしたときに、1年生から3年生までは基本的に全て受け入れるということでスタートいたしました。ところが、その後お申し込みが随時あっておりまして、6月1日現在の待機児童の中で、1年生から3年生までお待ちいただいている方が約三十名弱の方がいらっしゃいます。

その方たちをぜひ受け入れができないかということで、今回の事業をスタートさせていただきたいと考えておりますので、今回、まずは低学年のほうから御案内をして、御希望の方を受け入れていくという形を取っていきたいと考えているところでございます。

30名以上になった場合という御質問でございますが、今回、一応1年生から順に御案内をしていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

江寄充伸教育次長兼総務課長

先ほどの、小石委員の鳥栖北小学校の保健室の面積でございますが、61.2平米でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これ、61.2平米で120万円って、クーラーが高いじゃないかなと思うんですけど。何馬力で、どのくらいの容量があるわけですか。

古賀和仁委員長

答弁できますか。

暫時休憩します。

午前11時21分休憩



午前11時22分開議

古賀和仁委員長

再開します。

答弁については後ほどということで、ほかの質問を。

松隈清之委員

この、放課後等補充学習支援事業、いい取り組みだと思います。

これ、今後拡充していかれるつもりがあるのか、今回、県の支出金ありますけど、どうい
うことかっていうと、これ2学期からってことですよ。以降っていうのは2学期からって
ことですね。

大体、空調設備もついているんで、夏休みとかでもできるんじゃないのかなと思っている
んですよ。それも、中学校とかに限らず、中学校の受験は確かにありますけど、その中学校
の3年の2学期から取り返すよりは、その都度習熟度を確認しながら行く。

それこそ小学校の例えば高学年ぐらいからね、夏休みぐらいからそういうのをやっていく
とか、もちろんお金がかかりますけど、3年生の2学期から取り返すよりは多分効率的だし、
あとも、おくれにつながらないと思うので、ぜひこういうことは夏休みだとか、通常でもこ
ういう補習的なことができればいい、もちろん塾に行かれています子はいいと思いますよ。

いいと思いますけど、塾で片がつけばこんなことしなくていいわけなんで、そういうところ
の配慮があるだろうと。ですから、ぜひこういうのは拡充すべきだなと思うんですけど、
どうですかね。

柴田昌範学校教育課長

今、御意見いただきましたところは、庁内協議等を行ったところでも中1、中2から始めてはどうかというような御意見も多数いただきました。

今年度スタートさせるに当たって、とりあえず中3の、目標がしっかり見えている部活動が終わった時期、8月の下旬から高校入試へ向けて、子供たちの一番やる気が出るときに、卒業までにしっかり受験勉強といたしますか、基礎学力をつけさせたいということで、成果を出したいなと思っているんですけれども、中1、中2について、放課後にやるとなると週2回部活動を抜けることになってしまうということで、5日間のうち2日間部活動を抜けると、その子供にとっても部活動が中途半端になってしまうと。

あるいは、ほかの子供たちにとっても、A君が来ないから練習にならないとか、そういった点で多少問題点が出てくる可能性があるということで、校長先生方からも御意見を聞きましてけれども、中1、中2の放課後、部活の時間に行うというところは、あんまり賛成の声は現場からもなかったんですね。

そういったところで、もし中1、中2でやるならば、土曜日とかそういったところで今後考えていかなきゃならないかなと考えております。

松隈清之委員

そういうこともあると思うんですね。

だから、夏休みって言ったのはそういうことも含めてなんですけど、夏休みだけに限らず冬季もあるし、春は年度が変わりなんでちょっと難しいかもしれないですけど。

さっきね、目標がはっきりしているって言われましたよね。

ただ、中3の2学期とかになると、もう既に、その時点の学力でしか自分の目標をつくれないんですよ。要は、おくられている子はもうそこで目指せる学校決まっちゃうんですね。だから、もうその時点で夢狭まっているんですよ、学力追いついてなければ。

だから、そういう夢が広がるためには、もっと前の段階で、その可能性を広げてあげる上ではおくられているところをなるべく早い段階で、フォローアップしてあげることのほうが、その子供たちの夢は広がるんですよ。

現実、中学校の2学期とかになったらもう——直接言わんかもしれんけど——先生は、いや、おまえここぐらいしかないぞって指導になるじゃないですか、やっぱり。

それが、目標がはっきりしているっていうのは、もう受けられるところが限定されるところからようやく手を打つよりは——今回のことは今回のことで別にいいんですけど、この、こういう取り組みとしては非常にいいと思うんで、やり方も含めて今後拡充をしていただいて、単に、子供たちの入試に向けて目標がはっきりしているっていうよりも、こういう取り組み全体が鳥栖市の学力を上げることになって、ひいては鳥栖は学力高いねっていう

評価にもつながるわけですね。

だから、かかるお金も当然あると思うんですけど、そのことによって最も効果がはっきりしてて、効果的なまちづくりにもつながるぐらいに、そんだけの評価があれば鳥栖は学力高いねっていうことであれば。

だから、別に今すぐやれということではないですけど、そういう学力を上げる取り組みっていうのはぜひ、特に底上げとかね、レベルの高い子はそういう塾とか行くっていうのもいいんでしょうけど。底上げしていくっていう取り組みは、別に中学校の2学期を待たずにぜひ取り組んでいただきたいと、子供たちの夢が狭まる前にやっていただきたいなと思いますね。

柴田昌範学校教育課長

貴重な御意見ありがとうございます。

まず、本年度初めて取り組む事業ですので、ここで成果を上げないと何も成果がなかったんじゃないかと言われてしまいますので、とりあえず今年度、これを受ける子供たちの特定平均と全体の平均を、受講前と受講後に比較するということで成果を見るということと、受講した子供たちの声を、実際にアンケートを取るといったところで成果を見まして、非常に効果が上がったところをお見せした上で、来年度以降拡充について検討していきたいなと思っております。

とにかく、5分の3の補助はついてはいるんですけども、やるからにはしっかり今後を見据えて成果を上げていかなきゃならないと考えておりますので、今いただいたような御意見を参考にしながら、今後の学力向上の底上げについて考えてまいりたいと思います。

松隈清之委員

ありがとうございます。

ぜひ、考えていただきたいと思います。が、当然、結果見るってことは、要は平成29年度にはもう反映されないですね。

せいぜい継続ぐらいですよ、結果見るとなるとね。で、もちろん、そういう結果を見るっていうのも大事だと思うんですけど、結構中学校って多感な時期ですね。いろんな問題行動も起きやすい時期ですよ。で、その因果関係をはっきり説明したり、証明することはできんかもしれないですけど、学力、習熟度が低いと問題行動に行きやすい傾向もあるんじゃないかと思うわけですよ。ついていけないからちょっとこう、いらついているとか。

それが、それこそ小学校の高学年とか、中学校の1、2年ぐらいから、常におくれている子にきちっと取り戻す機会っていうのがあって、そういうコンプレックスだとか、そういう学校に対する、もう中3の2学期なんて、もうわかんない子にはもう全然わかんないレベル

になっちゃってるんですね。もう、ついていく気がなくなっている子とかいるんですよ、やっぱり。だから、そうなる前にきちっとその都度おくれを取り戻して行って、子供たちのやる気が落ちないような。

その、もちろん結果も大事ですよ。

ただ、やれば、基本的に結果出なきゃおかしいはずじゃないですか。で、かかっている額ってというのが、これ人数に戻りますけど、言えば、まちづくりにかける金と思えばね、子供たちの親も喜ぶし、子供たちの学力のおくれも取り戻せるし、鳥栖の子供たちって学力高いよねって、点数とかで出してみたら学力高いよねってという評判を考えれば、最も直接的かつ効率的ですよ。

だから、ここ教育委員会なんでここに言ってもしょうがないかもしれんですけど、もっとかかる分だけかけてでもやるべきだという御意見を言うておきます。

柴田昌範学校教育課長

きのうから、教育委員会と中学校区PTAとの教育懇談会というのを始めたんですけども、その中でもこの説明を、ちょっと議会で今審議中のことなんですけれどもということで御説明したんですけども、PTAからの御質問も非常に多くて、関心の高い分野だなと思いましたので、保護者からの関心も非常に高いところでした。

今後、さらに力を入れていきたいと思います。（「頑張ってください」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

ちょっと大きく4点、簡単に聞きます。

さっきの話ですけど、これ、県の支出金の58万円あって、一般財源が139万円ということで、これは県のほうで子供の貧困対策ということでやって、その一環ではないんですか、違う。

柴田昌範学校教育課長

貧困対策ということではないんですけども、県のほうの放課後等補充学習支援事業ということで、今年度から鳥栖市手は挙げたんですけども、昨年度12市町43校で始められておまして、佐賀市、多久市、みやき町、基山町。

西のほうでも、伊万里市、鹿島市、嬉野市、白石町といったところでやっておられる事業で、やはり貧困対策より県の学力向上ということでお金がついているんだと思っております。

尼寺省悟委員

県のほうからそういった事業があったということと、成績が余りよろしくなくてかつ塾にも行けない子供たちを対象にしているのかなと、そういうふうに思ったんで、そう言ったんです。

これはいいです。

次に、放課後児童クラブです。

これ、1点だけですが、受け入れ児童30人ということで、当然、指導員も必要だと思うんですが、指導員についてかなり厳しいということなんで、その辺の確保に問題はないんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

鋭意努力をしております。

まだ、十分な確保はできていない状況ですが、引き続き努力をしていく予定にしております。

尼寺省悟委員

それはそれでお願いします。

次、鳥栖駅舎建築物調査委託料ということで54万円ありますよね。この件でお聞きします。

もともとこれは、文化財としての価値を検証して、取り扱いですか、活用か、そういったこと含めて、今、文化財審議会の中で答申をして、この10月ぐらいをめぐりにして答申を得ると。報告を受けるということなんですが、それにしては54万円という金額は、余りにも私は少な過ぎるんじゃないかと思うんですが、これどこに調査を委託して、いったいどこまで調査をするのかお聞きします。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今回の調査委託につきましては、現在、この文化財保護審議会の委員のお1人でもありまして、建築の専門家であります久留米工業大学の森教授のほうに調査を依頼したいと考えております。

それで、調査の内容でございますが、まずは実測調査、それから聞き取り調査、そして、図面作成ということで、今回、文化財としての価値の把握をするための調査という内容になっております。

以上です。

尼寺省悟委員

文化財としての価値をするためだということなんですが、今後の文化財審議会の論議の中で、もっと調査をせんといかんとかですね。

例えば、活用に関して、活用に関して例えばの話……、そうじゃなくて、その前の段階で、検討委員会の1人の委員長さんは、耐震調査までやらんといかんのじゃないのかなというようにもかつて検討委員会の柴田委員長は言われているわけなんですが、そういったことを含めて、もっと、その文化財審議会の議論の中で54万円じゃなくてももっともってやらんかんといいふうになることもあり得ると思うんですか、その辺はどうですか。

これで終わりというわけじゃないでしょう。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今回の調査の内容、先ほどから繰り返しになりますが、文化財としての価値を把握するための調査となっております。

それと合わせて、今回、文化財としての価値があった場合、今後の活用策についても御提案いただきたいというお願いをしておりますので、その御提案をいただけるかなというふうに考えておりますが、例えば、その活用をする場合の新たな費用の積算までこの調査の中で把握できるというものではございません。

以上です。

尼寺省悟委員

いや、そうなったとき、活用といったことを考えたときに、新たな費用が発生するということもあるんだと思うんですけど、その場合はまた改めて予算の計上をすると、そこまではどうなんですか。

そこまでまだ考えないの。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今回、文化財保護審議会の審議をする上での必要な調査ということでございますので、今、御質問がありました活用のために必要な費用の積算のための調査というのは、また別の形になろうかと思えます。

尼寺省悟委員

活用となった場合はまた別だと。

別に費用が発生する場合は、それはそれだという理解でよろしいわけですね。

簡単に言ったら、活用しようと思ったときに、今の場所じゃなくて、ちょっとよそに移動するとか、ね。例えばの話ね。

例えばの話たいね、そういうふうになるとか、あるいは、私は好まんけれども、これを解体してどっか持って行って、もう1回再建するとかいったことも活用の仕方としてあるかもしれないし、そうなったとき、そんなった場合の費用というのはまた別の、別の時点でまた考えるということによろしいわけですね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今回の予算については、そこまでのことは考えていないと、そこまでの調査ではないということでお答えしたいと思います。

尼寺省悟委員

いいです。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに。

尼寺省悟委員

まだ、もう1点。

学校給食センターの災害復旧工事の費用について聞きます。

まず、1点目はそもそもの話なんですけど、今回の天井の滑落等の原因は、天井を特別仕様にしたといったことが原因というふうに聞いとるんですが、なぜ、そういった仕様にしなけりばならなかつたのかということ。

それから、全国でそういった仕様をしているのはあるのかと。その質問です。

江寄充伸教育次長兼総務課長

給食センターで、特定天井を採用した経緯については委員さんも御承知のとおり、2階のほうにランチルーム、あるいは見学通路といったレイアウト、またそういった仕様になっております。

それで、そこから調理現場を見学できるというようなこととしておりますので、そうなりますと、天井高としては、そのランチルームのほうから見学できる高さとなりますと、天井高はそれ以上にならないと見学等はできないということになりますので、そうなった場合については、6メートルを超える場合については、その特定天井を採用しなければならないというようなことになっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

理由は、見学できると、そういうふうにするためにランチルームをつくったということですが、そのような設計ですね、設計にしたのは設計会社の提案、それとも教育委員会の提案、どっちになるわけですか。

江寄充伸教育次長兼総務課長

先ほど申し上げましたように、ランチルーム等から見学できるという、いわゆる教育的な配慮もございまして、この提案については、当時の教育委員会のほうで提案したものと考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

教育委員会が提案したということなんですけど、ランチルーム、これをつくったのが一番の理由だということなんですけど、じゃそのランチルームですね、その活用状況は、余り活用が

されてないというふうに聞くんですが。

食育教育と、要するに、今までは各小学校に給食室があったというようなことで、その辺の接触ができると、食育できると。ところが、センター化するとそれはできんということで、小学校の子供たちに対して直接見せてあげたいというようなことからランチルームつくったとかいうふうな話も聞くんですが。

実際問題、ランチルームについて子供たちが行くというの余りないと、少ないというふうに聞いとるんで、その辺は、活用状況はどんなぐあいですか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長

ランチルームの活用につきましては、平成27年度、全部で29件、844名視察に来ていただいております。

そのうち、児童につきましては3件が来ていただいているところでございます。合計で355名ということでございます。

それと、本年度、平成28年度に入りましてでございますけれども、現在まで5件、230名の視察がっております。そのうち、先ほど言われました児童につきましては、先日、弥生が丘の4年生、190名が視察に来ていただいております。

また、本日、田代小学校の4年生が、約59名ほどが視察に来ていただいているということと、また、今後も4年生の社会科見学については、本給食センターを視察先に入れていただくような形での調整はしているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私が一番聞きたかったのは、各小学校で全体として何割の、今まで。

いろいろ今、パラパラ言われたんですが、各小学校、鳥栖市内7校かな、ある中で、全体の子供たちのうちで、大体何%ぐらいの人がここに見えたと、その辺はわかりますか。

柴田昌範学校教育課長

何%というところは出しておりませんが、さきほど、豊増センター長が申しましたように、昨年度で申しますと3校、児童生徒数で言うと3校の355名ですね。でしたので、やはり少ないという認識でした。

それで、今年度に入りまして、ぜひどこかの学年は必ずやっていただきたいということで、今、弥生と田代と来ているんですかね。で、今後も基里小ですとか、ほかの学校も今年度のバス旅行、秋にありますので、その中の行程にぜひ組み込んでいただくということで、子供たちが卒業するまでに必ず1回は給食センターに行くように、1学年は行くようにということで、計画的に、浄水場見学とセットにするとか、そういったバス旅行にセットにするとか

といった形で多くの子供たちを給食センターのランチルームに、ぜひ連れて行きたいなど。最低1回、できれば2、3回ですね。ということを考えております。

また、PTA等活用についても、ぜひ会議等で見学を兼ねて使っていただきたいということで、今度の6月の校長会でもこの件については、また校長先生方をお願いしようと思っ
ているところであります。

尼寺省悟委員

実際問題、麓とか旭とか遠いところについては、歩いて行くということは実質的に不可能だと思っ
るので、その辺はバスを使うとか、今言われたように修学旅行とか、そういったこと
じゃないと、行けないというふうなことになっているんで、そもそも最初の話に戻るけど、
地震、被害を受けたと、ランチルームの問題だというふうになってくると、このランチル
ームを活用しないと、結果的にはね、何なのかという形になってしまうと思っ
ますね。

それと、もともとになるんやけど、私は常々思っ
ますけれども、私どもは、自校方式からセンター方式にしたときに一番の問題といっ
たものは、例えば、食中毒が起きたとき自校方式であればその1カ所で済むけれど
も、センター化すれば全体に影響を及ぼすと、ね、そういうことがある。

今回の場合、はしなくも露出したというふう
に思っ
し、自校方式のところ、今の小学校の旧給食室については、地震については何の被害も
起きてないというふうなこと見るときに改めてそれは感じますね。

だから、今さらどうのこうのっちゅうわけやないんですけどね。それはそれとしてやっ
ぱ言っ
とかないかんというふうに。

最後にもう1点だけ、これ、4月17日月曜日に起きたということですが、そのとき
に食材納入業者、生鮮食料品を納入したと。この人たちに対する影響を、結果的に
もうそれ使わなかったんだから、したと思っ
ますが、その辺はどのように対応っ
ていうか、恐らく持ち帰ったと思っ
ますが、その辺の補償を、その辺はど
んなふうにしたのか、ちょっと最後に聞きたいんですが。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長

4月16日の熊本地震、本震に伴います翌月曜日からの給食、簡易給食の実施というこ
とで、18日からの物資につきましては一部、玉ねぎとか、そういうのはされてい
る分がございました。

そこにつきましては、業者のほうに連絡いたしまして、引き取りということ
をちょっとしていただい
るところがござい
ます。

どうしても引取りができない部分も1点ほどありましたが、それ以外につ
きまして

は大体、引き取りをお願いしたというところでございます。

以上でございます。（「補償、補償。補償は」と呼ぶ者あり）

補償につきましては、もともとうちの納入業者に入っていただく際の説明の中でも、緊急時におけます物資の取り扱いについては、各緊急時の各事案にもとづきまして協議の上決定するということで、その補償等というのはその際に協議をするというふうな内容になっておりまして、今回につきましては、引き取っていただく部分で補償という内容には至ってないということでございます。

尼寺省悟委員

恐らく、持ち帰ってそれをほかに転売するとか、使えたらいいんやけれども、そうでない物もあるというふうにも聞いているんですね。使えないと。結果的自分のところで処分したと。

これについて、やはり弱い立場の人たち、業者だからね、やっぱ学校は強いんだから、補償せいと言ったところで、やっぱ言えないと、今後の付き合いもあるけんというふうなことで泣き寝入りした、そういった業者も、ね、いるかとも聞いているんで、その辺を、それでちょっと考えてほしいというふうに思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

久保山博幸委員

鳥栖駅舎の建築物調査等の件でお尋ねですが、今回の調査、文化財としての価値があるかっていうところを基準に今後どうするかという、そのベースになると思うんですが、建築物の、例えば文化財的な尺度で言えば、ほかにも類似の駅舎があって、それと比較すれば文化財的な価値があるかどうかというだけではなくて、今回の鳥栖駅舎っていうのは、文化財的価値ということでもう一つ別に広く市民の皆様にとっての鳥栖駅の価値っていうかな、だから建築的な調査と合わせて、そういう市民への、市民にとっての駅舎の価値というところも検討項目、今後の検討をしていく上で必要になると個人的には思うんですが、そのあたりの教育委員会のお考えっていうのは、鳥栖駅舎をどう評価するかっていう、もちろんその建築的価値と。（発言する者あり）

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時51分休憩



午前11時52分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

今回の予算については、あくまでも文化財ということで、ただ、この文化財の調査と駅舎の保存というのは密接につながっていますので、この部分についてはまた改めて、審査の終わった時点でも……。 (発言する者あり)

この分については、また別のところで、自由討議も含めたところ、そこで委員間でまちづくりを呼んで協議するというところでようございますかね。それでいいですかね。

皆さんにちょっと合意 (発言する者あり) いいですか。 (「一つだけ」と呼ぶ者あり)

ちょっと待ってください。

それでは、そういうことで、次の質疑に移りたいと思います。

久保山博幸委員

次の質疑ということじゃないんですが、危惧するのは建築物だけの文化財的などところを評価の基準とされると、鳥栖駅舎の今後の取り扱いがちょっと不安になってくると、いうところの意見でございます。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。 (「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに、ほかにありませんか。

江寄充伸教育次長兼総務課長

済みません。

先ほどの小石委員の御質問にお答えをいたします。

保健室の空調設備については、現在つけているエアコンの出力が12.5キロワットでございます。それで、今回取りかえを行うエアコンについても同等の12.5キロワットの出力を考えております。

それで、現在のエアコンが、天井の埋め込み型となっておりますので、それについてはこの程度の予算がかかると。以前、別の学校で同等の交換を行ったときにはこの程度の予算がかかっているということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

前例を見てするからこういうふうな金額になってくるわけですね。

やはり起案するときには、見積もりを取ってそうして起案すべきじゃなかですか。

過去、こういうようなことがあったからこうだと、このくらいの予算と、じゃいけないわけですよ、予算づけというのは。

必ず、あなたたちが起案するとき、担当課が起案するときに見積もり取って、了として、大体の金額を設定すべきじゃなかですか。私はそう思います。

江寄充伸教育次長兼総務課長

今回の分についても、一応、業者のほうから見積もりは徴収しております。それで、総務課の中で一応査定をやって、この金額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

いいですか。

久保山博幸委員

ちょっと給食センターのことは言わざるを得ないんですが、一般質問の中でいろいろお尋ねしましたけれども、やっぱり納得できないところがございます。

広く、皆さんそういう思いだと思いますが、何で給食センターだけに、それも肝心の給食センターだけに被害が起きてしまったのかっていうところは、皆さん素朴に思われるところだと思います。私もそう思います。

それで、まずその一番の問題は、私は検証のあり方に問題があるんじゃないのかなと、本当に第三者的な検証が行なわれたのかなと。

やはり、関係者だけで検証をやれば、当然、今回特定天井を採用したからこういうふうになったんだというふうな説明をたびたび受けていますけど、その特定天井っていうのは、これはもう基準法上今までの経験を踏まえ、大震災の経験を踏まえて、やはり天井の落下を防がなければならないということで、それはもう設定条件としてあるわけで、それに、何か特定天井にしたから、今回こういう事故になってしまったんだというふうな、何かそういう結論づけをされているんですが、果たしてそうなのかなというところの検証が、何か今の段階曖昧で、どこにも責任がないっていうふうな今結論づけがされているんですが、その検証のあり方についてどうお考えなのか再度お尋ねしたいんですが。

江寄充伸教育次長兼総務課長

ただいまの検証についての御質問でございますけれども、今回は給食センターという施設

の性質上、給食を早期に再開するというようなことを第一義に考えて対応をしたところでございます。

それで、検証というのが、私は具体的にどういった検証をやれば、はっきりと原因、あるいはその因果関係等がはっきりするというのは、ちょっと私も専門家ではございませんので、よくわかりませんが、やはり今回については、まず早急に再開をせざるを得なかったということと、今回、特定天井を採用した理由につきましては、先ほど尼寺委員からも御質問があったように、今回、今のランチルームとか通路からの見学ができるようなレイアウトを考えたときに特定天井を採用せざるを得なかったというようなこともございます。

これは、建築基準法、それから文科省が示しております、ああいう給食センター等の施設についてはこういった基準で施行をしてくださいねっていうのは手引書等も出ておりますので、それに基づいて、設計、施工を行ったところでございますので、あくまでも、国が示しておる基準に基づいて行ったということで、私どもとしては、設計業者、施工業者については、一応瑕疵はなかったものと考えておるところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

当初、市のほうから、要するに設計をするに当たっての要望として、今回のセンターの一つの目的である、広く食育推進に向けてランチルーム等をつくって、子供たちから大人までその様子を見せたいということで、オープンなプランにしたいというのが市の要望だったと思うんですよね。それで、それを設計側に伝えられたと思うんですが、それに関して、例えば、じゃあガラス張りが多過ぎると、じゃあ、これじゃ建物が揺れて支障を来しますよとかいうふうな、そのアドバイスとかですね、そういうのは当然プロの立場から何らかの対応をしていくべきだと思うんですよね。

お客さんからこう言われたからそのとおり設計しました、それで、その上でその特定天井を採用したんですが、こういうことになりましたでは、要するに技術者としてどうなのかなと。

だから、揺れはどれぐらい想定されていたんでしょうかというふうな御質問をさせていただきましたけれども、当然、ああいうオープンなつくりになればそれなりの揺れは発生するだろうという、もちろん構造計算の過程でもそういうチェックはされていると思うんですが、それに対してのその検証ですよ。

そのあたりになると、やっぱり自分で設計して自分で評価するっていうのはなかなか甘くなる、やはり第三者の、本当にそういう設計でよかったのか、本当に瑕疵がなかったのかっていうのは、ううん、検証の仕方について問題があるんじゃないかなっていうふうな思いは

ぬぐい切れないんですけれども、いかがでしょうか。

江崎充伸教育次長兼総務課長

確かに、第三者による検証ということを行ったほうがよかったのかもしれませんが、今回先ほども申し上げたとおり、繰り返しになりますけれども、早期の復旧と、それと、早期の給食再開というふうなこともありましたので、現状をそのままにしておくということにはちょっとならない事情もございましたので、時間的、あるいは費用的なものもございましたので第三者による検証が今回はできなかったと。

ただ、今後につきましては、復旧工事も含めて、今回のような被害が出ないような復旧工事をやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

今回の改修案を示されていますけど、意外とシンプルなことなんですよ。べたっと天井材つけたのをちょっと高さを取りましょうということで、結構シンプルなことなんですけれども、こういうことが技術的な積み上げ、やっぱりいろんな失敗をしながら改善していった技術が磨かれていくんですけれども。

ですから、今回、担当された設計事務所にとっては今後の大きな財産になっていくと思うんです、こういう経験がですね。その辺が難しいところなんですよ。

その辺を設計上……、そこまで配慮すべきだったのか、もう仕方がなかったのか、その辺をどう判断するかっていうのが検証の難しいところなんですけれども、何かその、そういうところが、要するに授業料ですよ。授業料を何で税金で賄わないかかなっていう、納得のいかないところが一つございます。

それと、やはり技術者として仕事に携わった以上、何らかのやっぱり、結果としてこういうことが発生したってということに対してこう、中央大手だからっていうわけじゃないんですが、やっぱり地元、特に地元根付いて仕事をしよけば、やっぱりこう、今回ケースの場合、全く責任はゼロってというのはなかなか感覚的に通らない部分があると思うんですよ。そういうふうな気持ちがあるんですけれども。

尼寺省悟委員

ちょっと1点だけ。

やっぱ今回の件について、一般市民の中には地震が起きたと、被害があったのは給食センターだと、ほかの給食室は何も被害ないと。そして、給食室は何かというと、建てたばかりだと。そして、結果として一週間給食はとまったと。

これに対して、やっぱ疑問に思っている。

それに対して、どこに責任があるっていったらどこにも責任はないと。設計業者にもないと。教育委員会もないと。

じゃあ、何が問題なのかという話で、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですね。そうなってくると、結果的に、給食をセンター化したことに問題があるんじゃないかなろうかと、そこに。そうなってくるったいね。

もともとは見学通路とか、あるいは見学室、何でつくったのかっていうたら食育教育なんだと。何でせんといかんのかって、センター化することによってあれをつくったと。

それが今回の原因となるならば、やっぱりセンター化に問題があったと言わざるを得んと思うっちゃんね。（「それは飛躍しすぎ」と呼ぶ者あり）まあ、いいです。

私の意見です。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかに、ありますか。

松隈清之委員

どこに原因があったかって、なかなか説明しづらいところもあると思うんですけど、設計する人としては揺れを想定して、それで、つくられてる。

その特定天井として、壁から6センチメートル以上離さないかん、その6センチメートルっていうのは揺れ幅を想定してのことでしょうけど、例えば、どれくらいの地震でどれくらい揺れる、計算式あるんでしょうけどね。

じゃあ、大地震ならもう壊れても仕方ないと言われる、みんなが思うようなところだったらね、しょうがないねって話になるけれども、要は、周りにあんまり被害が出てないのに何でここっていう話になってわけじゃないですか。

じゃあ、あれぐらいの地震でどれくらい揺れたんだと、じゃ今後、そういう、もっと大きな地震、ひどくはないけど、もうちょっと大きい地震が来た、あるいは同等のやつで、もうそうならないっていう、要はどれくらい揺れたかって最終的にわかってないんでしょう、きっと。揺れ幅ってわかっているんですかね。

江寄充伸教育次長兼総務課長

正確には、やっぱり同じ地震の規模、同じ揺れを現地で再現しないと正確な揺れ幅というのはわからないと考えております。

松隈清之委員

ということは、6センチメートルで果たしてよかったのか、その6センチメートルっていうのは落ちないためのやつじゃないですか、ね。落ちないための。

じゃあ、やっぱちょっとでも当たればひびが入ったり、割れたりして剥落する可能性があるんで、あれ天井全体が落ちんようになっていうことで、下におる人が死なないとか、けがしないようになっているわけで、全く壊れもせんていうことではないですよ、多分6センチメートルっていうのは。それぐらいあれば、天井自体が落ちることはないだろうということだと思っんですけど。

それで、じゃあ、でも給食はやっぱそこそこの揺れなら、ずっと提供できないかんわけやから。6センチメートルでいいのか、あるいは壁までは6センチメートルでいいかもしんけど、今のやつは、はみ出てぶつかるとか、下にいってるとかしてるわけやないですか。壁までは6センチメートルやけど、こっちには6センチメートルあったのかね。

要は、壁まで6センチメートル取るんだったら、載ってるところも6センチメートルないと、壁にはぶつからんでも下に入っちゃう可能性が、上下動がでてくればでてくるわけじゃないですか。

じゃあ、ここは6センチメートル取るということのはりしろも6センチメートル取るべきだねって、6センチメートル実際あったんだと。で、下にいってるんやったら6センチメートル以上振れてるってことですね、天井自体が。

天井から6センチメートル振れる想定が、そこまでは想定されとって、そういうためのつくりをして、今後の改善点はそこはクリアされているのか、今後の話ですよ、結局。

だから、あれぐらいでまた同じようなのが来て、周りは何もなっていないのにまた何かなりまじったってなったら、また叩かれますよね、今度は。

江寄充伸教育次長兼総務課長

今の御指摘ですけれども、現状は確かに壁と天井ボードのクリアランス、すき間は6センチメートル以上取らなければならないというようなことで6センチメートルを取っています。

ただ、廻り縁の長さが今のところ、現状10センチメートルでございますので、計算上4センチメートルは載っていると、廻り縁のほうにですね、というような計算になります。

それで、あの躯体自体の鉄骨構造というようなことで揺れ幅の計算も、当然、構造計算をやっどる中で、通常の耐震基準からすると震度6強ですか、で崩壊しないというのが耐震基準ということで定められております。

その中で、じゃ横の揺れ幅が、今のところ基準が横の揺れ幅だけの基準でその6センチメートルというのが定められてあって、上下動については想定されていないというか、基準のほうに示されていないというようなことで、当時建設に当たっては、国庫の補助を使って当然建設をしておりますので、そういうことを考えますと、当然国で示された基準を採用せざるを得なかったというようなことで建設をしております。

対応策については、今御指摘があったように、同じような地震でまた同じような被害が出ることは許されないと私ども考えております。その点については、上下動でも被害が出ないような対策を講じることといたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

根本的に、それは廻り縁が10センチメートルあって、クリアランスが6センチメートルあって、一番根本的な原因はその廻り縁に石膏ボードばくっつけとるけん問題があつとるわけですたい。

必ず空間があつておれば、こんなことはあつてないと——私は素人目ですけどね、やっぱいろいろ聞くとやっぱその点に原因があつたんじゃないかなと。

今後、また今度……、なぜその廻り縁に石膏ボードをくっつけたか。これも一つの、やっぱ次の段階の。

そいけんごみが、その結果としてごみが入らないとか、そういうふうな単純な考え方でくっつけたかもわかりませんし、今度、その廻り縁とその石膏ボードを、空間ばあければ縦揺れでも横揺れでも、ね。それで、もしよかつたらに廻り縁をもう少し変えたり、長さを変えたら、私は今後の、そういうような揺れには対応できるんじゃないかなというふうには思うんですけど。

そのような点をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

江寄充伸教育次長兼総務課長

今の御指摘については、もう私どももそのとおりだと思っております。

ただ、今回、その廻り縁と天井ボードをくっつけた施行をやっているというのは、厚労省のほうから、そういった基準のほうが示されておりますので、それに基づいて施工を行ったところでございます。で、対応については、先ほど御指摘があったように、上下動も含めて、横の揺れにも今回以上の、多少の揺れ幅が大きくなっても衝突しない、剥落しないような施工をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

当然、建物揺れると、つってるから揺れますはね、これは。

例えば、揺れ自体を、もっと制限するような——特定天井になっているんで——ふうにはなっていないんですかね。

もともと揺れる前提なんで、揺れは普通にしとったらえらい揺れるやないですか。そう揺れないようにする仕組みっていうのはないんですか。

それを、前回のやつではなかったんで、じゃもっと揺れを少なく、天井自体の揺れを少なくするような対策っていうのは今回取られないんですか。

江寄充伸教育次長兼総務課長

今、採用しているその特定天井、いわゆるつり天井ですけれども、以前のつり天井に比べて、横揺れに対してはかなり強硬にできていると、この特定天井自体がですね。

ですから、クリアランスが6センチメートルでいいと。こう、ぶらぶらぶらぶら動いているんじゃないなくて、ある程度補強がされた状態でつられていると。

それでも、それだけ横揺れが、今回は横揺れプラス上下動が発生しているということで、以前の東北震災前のつり天井に比べれば法改正がっておりますので、揺れに対してはかなり強硬に補強はされていると。給食センターについても、そういった施工をやっているということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

そうなんですよ。

特定天井するとブレース入れなきゃいけないじゃないですか。揺れを抑えるために、特定天井になったら入れなきゃいけないですよ。でも、それでも揺れているんですよ、要は。

もちろん、廻り縁とかスペースを、クリアランス取るっていうのはもちろんですけど、でも、結局、それでも前回並みでも、それで収まっているかどうかわからんわけ、さっき言われたように揺れの検証されてないわけやけん。

だったら、基準どおりにはつくっててもそれで揺れて、結局は、基準どおりつくっていましたが壊れましたちゅう話じゃないですか、極論すると。

だけん、誰も悪くないみたいになってる、強いて言うとするなら、ああいう構造を選んだ教育委員会が悪いんだっていう話になつとるわけですよ。

だから、要は前と同じでも大丈夫でしょうっていうのは、前よりはよくなっていますよね。廻り縁も長くして、クリアランスも取って、でも、それで今回の収まるとるかどうかの、要は検証はできんわけやけん。揺れ幅の検証ができてないから。

そうすると、もっとじゃあ、俺は専門家じゃないかわからんけれども、もっとブレース入れて揺れ自体を少なくするとか、壁と天井の揺れを少なくするようやり方を取るとか、今までの天井の揺れをもっと抑えるようなことも考えとかんと、対策取って、また地震があって、周りみんな壊れているような地震なら誰も文句は言わんやろうけど、また給食センタ

お手元の、議案その2という、追加議案の議案書のほうをお願いいたします。

それでは、議案甲第18号及び議案甲第19号につきましては、一括して御説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

初めに、議案甲第18号 工事請負契約の締結につきまして御説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

議案甲第18号 工事請負契約の締結につきましては、今年度予定しております田代中学校普通教室棟大規模改造工事のうち、建築工事に関しまして、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約について市議会の議決をお願いするものでございます。

今回の契約につきましては、去る5月26日に指名競争入札を行いまして、翌5月27日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては1億6,102万8,000円で、契約の相手方は、株式会社大島組となっております。

主な契約内容につきましては、外壁改修、屋根防水改修、建物内部改修でございます。

なお、別添、参考資料の1ページに工事請負仮契約書の様式、それから2ページから6ページのほうに普通教室棟の配置図、各階の平面図及び立面図のほうを掲載しております。

続きまして、議案甲第19号 工事請負契約の締結につきまして御説明させていただきます。議案書の2ページのほうをお願いいたします。

議案甲第19号 工事請負契約の締結につきましても、今年度予定しております田代中学校普通教室棟増築工事のうち、建築工事に関しまして、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約について市議会の議決をお願いするものでございます。

この契約につきましても、去る5月26日に指名競争入札を行いまして、翌5月27日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては1億6,545万6,000円で、契約の相手方は、今泉建設株式会社となっております。

主な契約内容につきましては、普通教室6室の増築でございます。

なお、別添、参考資料の7ページのほうに工事請負仮契約書の様式、それから8ページから12ページに増築部分の配置図、各階の平面図及び立面図のほうを掲載しております。

説明については以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。

平成28年 6 月 20 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長	古賀和仁	委員	中村直人
副委員長	下田寛	〃	久保山博幸
委員	小石弘和	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野田寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	石丸健一
総務課庶務防災係長	古賀庸介
財政課長	姉川勝之
契約管財課長	三橋和之
会計管理者兼出納室長	松隈久雄
監査委員事務局長	岡本昭徳
議会事務局長	緒方心一
企画政策部長	園木一博
企画政策部次長兼総合政策課長	松雪努
まちづくり推進課長	藤川博一
情報政策課長	古澤哲也
教育長	天野昌明
教育次長兼教育総務課長	江寄充伸
教育総務課総務係長	原祥雄
学校教育課長	柴田昌範
生涯学習課長兼図書館長	佐藤敦美

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査

議案乙第16号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第18号 工事請負契約の締結について

議案甲第19号 工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

決 議

市庁舎に関する意見書（案）

〔採決〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時開議

古賀和仁委員長

本日の総務文教常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

自由討議

古賀和仁委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

下田 寛委員

今回もそうなんですけど、以前から、この市役所の耐震化、建てかえについてというのが多くの議員から議論が上がっているんですけども、これに関して、今回特に議案で挙がっていたわけではないので、あえて自由討議で言わせていただいているんですが、この市庁舎のあり方に関してっていうのは、この前熊本地震もありまして、この際、委員会として提案、提案というか執行部に、何かこう、一言言っておくような形で、何か提案をするということができればどうかと思っているんですけども、いかがでしょうか。

松隈清之委員

具体的にはどういうことで。

下田 寛委員

具体的には、意見書というような形で委員会で取りまとめができるのであれば、そういった形で、委員会提案で意見書を提出して、本会議で議会の総意という形にもって行ければいいのかなというふうに私は思っておりますが。

いかがでしょうか。

古賀和仁委員長

それでは、今、市庁舎のことについて、意見書として挙げたらどうかということで、これを協議したいと思いますけどようございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、これについて、ただいまより協議をしたいと思います。

古賀和仁委員長

再開をします。

ただいま、下田委員のほうから鳥栖市庁舎に関する意見書の案のたたき台を出していただきました。

この分について、何か御意見あれば受けたいと思います。

尼寺省悟委員

この文面中に、今の鳥栖市庁舎の現状について、現状はこうだということを一言入れていただければと思います。

耐震化の状況について、どういった状況なのかという文章を入れていただければどうかなと思います。

古賀和仁委員長

ただいま、尼寺委員のほうから御意見ありましたけど、皆さん御意見とか、何かあれば受けたいと思いますけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま尼寺委員のほうから一部文章について、耐震化についての、白書で言われている分についても、「白書とか言葉なかったよ」と呼ぶ者あり）すいません、訂正いたします。

耐震化について一部文面を入れてもらえないかということがありましたので、これで。

松隈清之委員

今、御指摘のあった分に関しての修正に関しては、正副委員長に御一任をするという確認を取っとかれたらどうですかね。一応こう、取らないかんけん。

それで、もう時間を置いて、そのあと採決に持って行かないかんけんが、あんまり協議する時間がないんで。

古賀和仁委員長

それでは、この文面についての最終的な案について、正副委員長に、今の意見を踏まえて任せていただいてよろございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決しました。

下田 寛委員

済みません。

今のこれで終わったということでもいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

いいですね。

特区の件なんですけど、皆さんどう考えてらっしゃるかなっていうのをちょっとお伺いしたいんですが、これもちょっと議案外になるんですけどね。

今回、建設経済委員会でさまざまな要望、陳情の件の議決をされるというふうに聞いています。

ただ、その特区の件に関しても、総意が取れていないというのは前提なんですけど、賛成、反対があるっちゃうのは前提なんですけれども、今後進めるに当たっては、これも議決の対象として考えるべきところがあるんじゃないかなと思っているんですけども、皆さんどう考えてらっしゃるかちょっとお伺いしたいんですが。

古賀和仁委員長

今、下田委員のほうから、特区についての御意見をお伺いしたいというふうな御意見ありましたけど、これについて協議をしたいと思えますけどようございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

協議をしたいと思えます。

それぞれ御意見をお願いいたします。

尼寺省悟委員

今、下田議員のほうから議決の対象になると、具体的に今特区に関してこれこれこうだという案件は出てないわけよね。

松隈清之委員

副委員長が言われたのは、多分正副委員長会議の中で、僕もほかのところの委員会の件で話を聞いたんですけど、要は、要望、陳情活動を議会としてやるときに、基本的には要望、陳情活動っていうのは視察の対象にならないということで、ただ議会として、そういう活動自体を、議会の方針として決定することでそういう要望、陳情活動も視察として行けるというのが、委員会視察の関連で3月定例会のときに正副委員長の中で議論があっているんですね。

今回、建設のほうで、これまでも陳情とか行ってたけど、要は陳情活動自体が視察という名目ではすぐわないということで、今回、要は、国道の問題に関する決議を建設経済委員会のほうで採択して、本会議でも採択するんですけど、要は議会としての活動として、決議を議決することでそれぞれの委員会としての陳情、要望活動ができるから、もしそういう活動を今後していくとなればそういう活動についての議決が必要になるということで、今、副委員長からそういうお話があったっていう。

その議決っていうのはそういう意味での議決です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。（「休憩して」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午前10時18分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前10時40分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

下田委員のほうから特区についての決議、どうかということありましたけど、この部分についてはいろいろ、いろんな形ですね、調査・研究が必要であるということでございますので、閉会中の委員会の中でこれについて勉強会を踏まえやっていきたいと思っておりますけど、ようございますか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そういうふういたします。

日程等については、また後日連絡をいたします。

あと、ほかに自由討議ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようですので自由討議を終わります。

執行部を入室させたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時27分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

大変お待たせしました。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ④

